

令和 7 年度第 3 回 伊達市入札監視委員会議事録

日 時	令和 8 年 2 月 6 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
場 所	伊達市役所議会棟 2 階特別会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>伊藤 宏委員長、高久 健一委員、佐藤 貴洋委員、齋藤 晶委員、國分 彰成委員</p> <p>【事務局】</p> <p>本田財務部長、大橋財政課長、佐藤契約検査係長、富田契約検査係主査</p> <p>【工事担当課】</p> <p>農林整備課 佐藤課長          教育総務課 藁谷副主幹兼施設管理係長          公有財産管理課 大谷副技幹兼施設整備係長          上下水道課 山本水道施設係主任          建設課 厚海副技幹兼建設係長          都市政策課 松浦住宅政策係主任技師</p>
委 嘱 状 交 付 式	<p>財務部長より各委員に委嘱状交付</p> <p>任期は令和 10 年 1 月 31 日まで</p>
議 事	<p>(1) 報告事項</p> <p>①市発注工事等の入札結果について          (対象期間：令和 7 年 9 月 1 日～12 月 31 日)</p> <p>②入札参加資格制限措置に関する状況について          (対象期間：令和 7 年 9 月 1 日～12 月 31 日)</p> <p>(2) 審議事項</p> <p>①抽出事案について          (対象期間：令和 7 年 9 月 1 日～12 月 31 日)</p> <p>②抽出事案の審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2025000165 上保原小学校屋内運動場照明器具 L E D 化 改修工事</li> <li>・ 2025000265 伊達橋橋梁添架管架替工事</li> <li>・ 2025000297 市道前川原線側溝布設替工事</li> <li>・ 2025000270 市営住宅一本石団地老朽住宅解体工事</li> <li>・ 2025000286 排水機械設備修繕工事</li> </ul>

資 料	<p>【資料 1－1】入札方式別発注工事総括表</p> <p>【資料 1－2】入札方式別発注工事一覧表</p> <p>【資料 2】入札参加資格制限措置一覧表</p> <p>【資料 3】抽出工事一覧表</p> <p>【資料 4－1～資料 4－5】抽出事案説明書</p> <p>【資料 5】初度入札における辞退者の取扱い</p>
-----	--

## 1 議事内容

### (1) 報告事項

#### ①市発注工事等の入札結果について

##### 契約検査係主査

資料 1－1 から資料 1－2 により説明

《委員からの質疑なし》

#### ②入札参加資格制限措置に関する状況について

##### 契約検査係主査

資料 2 により説明

##### 高久委員

案件 4、6 において、完成検査に合格し発注者に成果品を納入した後に、契約不適合責任に基づき修補の請求がされているが、こういうことは通常あることなのでしょうか。

##### 國分委員

一般論として修補とは、検査で合格にいたらなかった場合に、不足している箇所などを補い繕ってもらうことで、もう一度検査を受けて合格したら引き渡しを受けるということになります。こういう場合でも資格制限措置はあります。

また、公共工事では、成果品の引渡しから 1～2 年以内の契約不適合責任期間があります。契約不適合責任の期間中に、重大な過失などがあれば修補を請求することがあります。案件 4、6 は重大な過失と判断されたと思われます。

##### 伊藤委員長

昨年秋頃にあった福島県の積算システムのデータ誤りにより、県と同じ積算システムを使用している県内自治体にも影響があるという話を聞いたが、伊達市には影響はありましたか。

##### 契約検査係長

当市は福島県と同じ積算システムを使用しており、1 件だけ影響を受けました。そちらは入札公告を取りやめ、積算システムが修正され

た後、再度積算し公告をして入札、契約となりました。

## (2) 審議事項

### ①抽出事案について

#### 國分委員

資料3により説明

《委員からの質疑なし》

### ②抽出事案の審議について

2025000165 上保原小学校屋内運動場照明器具LED化改修工事

#### 契約検査係長

資料4-1により説明

#### 高久委員

落札率が99.1%と高いですが、LEDの資材代は事前に公表されているのでしょうか。

#### 工事担当

積算に使用する単価は、県の単価表と物価本等の単価を使っています。公表されていない単価については、複数社から見積を徴収して決定しています。

#### 高久委員

資材代の単価に工賃が加わって設計額が積算されるから、業者も予定価格は想定できるということで、入札金額が業者間で乖離していない、予定価格とも乖離していない結果になっているということですね。

#### 國分委員

見積単価や歩掛は、閲覧時に公表しているのですか。

#### 工事担当

公表しております。

#### 國分委員

予定価格を超過した業者が5者で、そのうち一番超過した業者は予定価格より約40万円超過しています。閲覧時に見積単価や歩掛を公表していて、予定価格はある程度計算できる状況の中で、5者が予定価格を超過した考えられる要因はありますか。

#### 工事担当

業者間での取引において発生する金額の差が、入札金額に現れたのではないかと推測します。

## 2025000265 伊達橋橋梁添架管架替工事

契約検査係長

資料 4 - 2 により説明

伊藤委員長

伊達橋に付属している水道管の新設工事でしょうか。

工事担当

水道管は架け替え前の伊達橋に既設されておりました。伊達橋の架け替えに合わせて行う工事となります。

伊藤委員長

現在、伊達橋の水道管はどうなっているのですか。

工事担当

現在は繋がっていない状態です。伊達地区は阿武隈川を境に、東と西の配水池から水道管で水が供給されています。緊急時に備え、伊達橋に水道管を添架するものになります。

齋藤委員

伊達橋の架け替え工事は県の事業ですか。

契約検査係長

県管理の橋梁となりますが、国の代行事業で施工しているものです。現在は仮橋で通行できる状況ですが、本橋の架け替えに伴い水道管を添架する工事内容となります。

齋藤委員

水道管は市の事業ということでしょうか。

契約検査係長

はい、水道管は当市の事業となります。

## 2025000297 市道前川原線側溝布設替工事

契約検査係長

資料 4 - 3 により説明

伊藤委員長

本案件は、福島県の積算システムのデータ誤りで入札公告を取りやめたものでしたが、積算システムのデータ誤りがあることは、いつ把握できたのですか。

契約検査係長

修正前は、令和 7 年 11 月 14 日に公告をしております。県から 11 月 18 日に単価誤りの連絡があり、翌日に入札取りやめの公告を行いました。積算システムが修正された後、再度積算を行い、11 月 25 日に入札

公告を行いました。

**高久委員**

積算システムのデータ誤りが影響しているものは、どの期間に積算されたものだったのですか。

**契約検査係長**

令和7年10月1日と令和7年11月1日の単価を使用して積算したものが影響されております。

## 2025000270 市営住宅一本石団地老朽住宅解体工事

**契約検査係長**

資料4-4により説明

**佐藤委員**

入札結果及び経過にある「誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書」、無効とした入札書は具体的にどのようなものでしたか。

**契約検査係長**

入札書と併せて投函する見積内訳総括表の工事名に誤りがあったため、無効な入札書としました。

**佐藤委員**

書類の工事名に記されている内容が対象となる工事名だろうと思える内容であっても、無効な入札書とするのでしょうか。

**契約検査係長**

当市の取扱いでは、件名に誤字がある場合、無効な入札書としております。

**佐藤委員**

実際、どのくらいの誤字だったのですか。

**契約検査係長**

漢字の一字が抜けているものでした。

**佐藤委員**

そのような取扱いは、厳しく感じるものですが、一般的なのでしょうか。

**契約検査係長**

当市としては、担当者の裁量で有効または無効な入札書として取扱うことは難しいと考えます。件名については、入札公告や指名通知書で明示している内容でしたので、誤字であれば無効な入札書という取扱いをしております。

佐藤委員

結果として有効な入札書は1者ということでしょうか。

契約検査係主査

入札結果及び経過では入札額の表記があるのは1者です。ただ、入札執行時の競争性において考えると、無効な入札書を投函した業者も応札する意欲はあります。したがって、本案件は応札する意欲があった業者は2者であり、競争性は保たれていると判断しております。

佐藤委員

無効な入札書を投函した業者の入札額はいくらだったのですか。

契約検査係長

入札額は、最低制限価格を下回っており、失格となるものでした。

佐藤委員

有効な入札書となったとしても、入札結果は変わらなかったということですね。

伊藤委員長

誤字・脱字により相手の意思表示が明確な入札書である場合、入札書の訂正をさせる等のフォローはしないのでしょうか。

契約検査係長

入札書の投函前に「入札書の誤字・脱字等ないか確認してください」と案内し、投函前に確認時間を設けております。入札書投函後は、いかなる理由があっても修正はさせないこととしております。入札書投函前の確認案内もしていることから、入札書の誤字、脱字は無効な入札書として取り扱っております。

伊藤委員長

例えば、郵便で自治体に提出するように定められていたものを、業者が宅急便で送ったとします。その場合、自治体は郵便でなかったから不可として取り扱います。

一般論として自治体の入札の仕組みは、発注者側の都合で作られていて、業者側の立場で入札しやすい仕組みにはなっていないと思われれます。これは今までの経緯からすると仕方ないかもしれませんが、発注者と受注者は対等な関係であるべきだと考えます。発注者及び受注者のどちらもミスは有るのだから、そこをケアできる仕組みにしなければ、受注者が抱く発注者の印象は高圧的なものになってしまうと思います。

仮に無効な入札書は入札をしたとは見なさない、というルールだった場合、入札は1者入札だから成立しないという考えで良いですか。

**契約検査係長**

はい、成立しません。

**伊藤委員長**

本案件の誤字、脱字などの入札書について、弁護士の立場としてどう考えますか。

**佐藤委員**

例えば債権の相殺において、債権の対象が一見分からないけれど、他の資料などで債権対象が特定できる、つまり意思表示がされていたとする判例もあります。

入札書投函前に入札書の記載事項を確認するように忠告し、それでも誤字がある場合は救済できないというのは、ひとつのルールなのかもしれないです。ただ一文字抜けているだけで、他の資料からすると対象工事であるという入札の意思表示がわかるものまで無効としてしまうのは、どうなのかと考えます。

**伊藤委員長**

例えば手形の場合、金額の訂正をしてしまうと金融機関で受付されず不渡りとして扱われてしまいます。

ただ本案件の場合は、入札時に対象工事であると特定ができるものです。ルールに従って無効とする、ということもわかるが、ルール自体がどうなのか、ということも考えてほしいです。入札参加者が少ない、予定工期内完了などの事情もあるのだから、もう少し柔軟な考え方もあるのではないのかと思います。

**齋藤委員**

辞退率の高さで業者のランク分けがされたりするのですか。

**契約検査係長**

入札心得にもありますが、そういう取扱いはありません。辞退を理由に業者のランクを下げる、指名をしないということはしておりません。

**高久委員**

B、Cランクから5者指名していることはわかるが、辞退が3者と多い状況であるのだから、Aランク業者も入れて指名した方が良かったのではないのでしょうか。

**契約検査係主査**

本案件の指名業者の選考については、建築工事の設計額 300 万円以上 1,000 万円未満の場合はCランク業者から選考すると要綱で定めています。解体工事許可を有している業者のCランクで3者選考した後、

Bランクの本店業者を順に選考しております。指名業者は指名通知発送から入札執行までいつでも辞退できます。事前辞退が多いということから、途中で指名業者数を増やすという対応は行っておりません。本案件は設計額に応じて5者指名し、入札を執行しました。

**高久委員**

指名業者の事前辞退が多い場合は、指名業者数を追加で増やすということはできないのでしょうか。

**契約検査係長**

指名業者選定については、指名運営委員会により決定しています。指名された業者は入札執行までいつでも辞退できる状況の中、入札参加業者が1者とならない限りは委員会で決定した業者で入札を行います。

**伊藤委員長**

辞退した業者に辞退理由のヒアリングはしているのですか。

**契約検査係長**

提出された辞退届で辞退理由を把握しております。

**伊藤委員長**

本案件の辞退理由は何ですか。

**契約検査係主査**

辞退理由は、手持ち工事が多く受注困難である、人件費の高騰、資材の高騰、人員不足でした。

**國分委員**

本案件の指名業者数は5者ですが、B・Cランクの可能業者数は何者でしたか。

**契約検査係主査**

解体工事業の資格を持っているB・Cランク業者は8者でした。

**國分委員**

可能業者数が8者いるのなら、不調を減らしていく上でも、指名業者数を8者にするという考えもあるのではないのでしょうか。

**伊藤委員長**

要綱には5者以上ではなく、5者と記載されているのですか。

**契約検査係主査**

伊達市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の第8条指名基準に5者と記載されております。

**伊藤委員長**

他の自治体では指名業者数を5者以上としているところもあります。

そういう場合は、随時事情を考慮しながら業者数を決定しているのだろうと思います。

## 2025000286 排水機械設備修繕工事

契約検査係長

資料４－５より説明

佐藤委員

ポンプの施工者が本案件の相手方となりますが、当初のポンプの設置工事は競争入札でされたのですか。

工事担当

当案件の施設は、県から当市に移管されたもので35年以上稼働しており、当初のポンプ設置工事の入札方式については、把握しておりません。当案件の契約相手方は、ポンプ製作者の特約代理店であり、当初のポンプ設置工事にも携わっていたため随意契約とさせていただきました。

佐藤委員

県から施設の移管を受けた際に、当案件の契約相手方がポンプを設置した会社だという情報を引き継いだということでしょうか。

工事担当

はい、そのとおりです。

高久委員

予定価格はどのように決めたのですか。

工事担当

本案件は各見積を徴収し、積算システムを用いて設計額を算出しております。予定価格は設計額をもとに設定しております。

高久委員

設計に使用した見積は、本案件の契約相手方から取得したのですか。

工事担当

本案件の設計に関わる見積は、5者に依頼しましたが、2者から辞退があり、3者のものとなっております。設計の単価については、県の基準にて決定しております。

高久委員

見積提出のあった3者には、本案件の契約相手方も含まれていますか。

工事担当

はい、含まれております。

その他 初度の入札における辞退者の取扱いについて

契約検査係主査

資料 5 より説明

伊藤委員長

今回の審議案件資料 4 - 4 「市営住宅一本石団地老朽住宅解体工事」は、資料 5 のように取扱いが改訂された場合も入札は有効という認識で合っていますか。

契約検査係係長

はい、そうです。

伊藤委員長

ルールの決め方の問題なのだと思います。仮に、入札書の金額欄に辞退と記載した入札書、誤字・脱字があった入札書のどちらも無効とし、入札参加者としてはカウントしないルールとすると、1 者入札となり入札は不成立になります。

初度の入札で 2 者が入札書を投函し、入札書の金額欄に辞退と記載され 1 者となった場合は入札を取りやめる。初度の入札で 2 者が入札書を投函し、1 者が誤字・脱字で無効な入札書となっても競争性が確保された 2 者入札だから入札は成立となる、という取扱いになるという理解でよろしいでしょうか。

契約検査係主査

今回の改正にあたり、県内の市町村の取扱いについて調査をしました。改正前の当市と同様の取扱い、改正後の当市と同様の取扱い、初度の入札で 1 者となった場合は辞退であれ無効であれ入札を取りやめる取扱い、と市町村ごとにそれぞれの取扱いがありました。

伊藤委員長

県の入札監理課に確認したところ、県の入札において、正式な様式に記されていないものは無効とし、応札したことにならない取扱いとしている。この県の取扱いの場合だと、資料 4 - 4 「市営住宅一本石団地老朽住宅解体工事」は、誤字・脱字の入札書で無効となり、応札したことにならず、1 者入札だから入札取りやめになります。

今回の改正後の取扱いの場合では、無効な入札書でも応札したことになり、2 者入札となっているということになる、ということです。

#### 契約検査係長

資料４－４「市営住宅一本石団地老朽住宅解体工事」では、誤字・脱字の入札書を投函した業者も落札する意思があったものと考えており、競争性が保たれていると当市は考えております。ただ、初度の入札における辞退は、落札する意思がないものと考えております。

前回の委員会でいただいた意見を踏まえ、初度の入札において辞退により１者となった場合の取扱いを改め、より良い入札の執行に努めたいと考えております。

#### 伊藤委員長

無効な入札書を投函している業者には落札する意思表示があったと考えるということと、一文字の脱字で無効な入札書とするという取扱いは、少し整合性が取れていないようには感じられます。

#### 國分委員

入札心得の第７条に規定する無効な入札書とはどのようなものですか。

#### 契約検査係主査

改正後の入札心得第７条に規定する無効な入札書は、競争入札に参加する資格がない者が提出した入札書、郵便による入札書等、記載事項に誤りがある入札書等があります。

#### 伊藤委員長

本委員会は、入札及び契約の手続きが公正に行われているかを審議するものであり、入札の制度を審議するものではありません。一方、県や石川町の入札制度等監視委員会は、入札制度についても審議するものとなります。県の委員会と本委員会では、委員会の権限が違ってもいいかもしれませんが、よりよい入札制度を作りたいという気持ちは同じだと考えます。

#### 財務部長

ルールの決め方については、国等から一律に指示があればそれに従うこととなりますが、現在の地方分権においては市の判断で進めていくこととなります。

入札箱を開札し、入札書を有効とするか無効とするかという判断は、担当者ごとによってはいけないものだと考えております。また入札書の記載事項に誤りがあるが、意思表示が明確であるからどうするか、などの判断を担当者に委ねることも厳しいと考えております。委員会でいただいた意見を基に、より良い入札制度を模索していきたいと思っておりますので、今後ともご意見等お願いいたします。

**伊藤委員長**

改訂案の3において、「初度入札において辞退により1者となった場合は入札を取りやめる。ただし、再度入札においてはこの限りではない」とした理屈を教えてください。

**契約検査係主査**

初度入札の辞退と再度入札の辞退は違うと考えております。初度入札の辞退は、そもそも応札意欲がないと考えます。再度入札の辞退は、初度入札の最低価格以下の金額での投函をお願いし、その提示を受けた金額以下で応札することはできない、という企業判断によるものだと考え、再度入札において辞退により1者となった場合、入札は成立として取扱います。

**佐藤委員**

誤字・脱字により無効とする取扱いについて、現行の心得のどこに記されていますか。

**契約検査係主査**

現行の入札心得第7条の(8)誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明瞭なもの、又は入札書に記名若しくは押印を欠く入札、の部分になります。

**佐藤委員**

一字誤りであっても他の資料が揃っている入札書は、不明瞭か明瞭か難しい判断だと思います。不明瞭と判断した要件を決めておくことが必要と考えます。

## 2 閉会（午後3時）